

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和7年3月21日(2025.3.21)

【公開番号】特開2024-164022(P2024-164022A)

【公開日】令和6年11月26日(2024.11.26)

【年通号数】公開公報(特許)2024-221

【出願番号】特願2024-122108(P2024-122108)

【国際特許分類】

A 61K 31/192(2006.01)

10

A 61P 43/00(2006.01)

A 61P 29/00(2006.01)

A 61P 17/04(2006.01)

A 61P 17/16(2006.01)

A 61P 17/00(2006.01)

A 61P 3/10(2006.01)

A 61P 19/02(2006.01)

A 61P 19/06(2006.01)

A 61K 31/222(2006.01)

A 61K 9/06(2006.01)

20

A 61K 9/107(2006.01)

【F I】

A 61K 31/192

A 61P 43/00 105

A 61P 29/00

A 61P 17/04

A 61P 17/16

A 61P 17/00

A 61P 3/10

A 61P 19/02

30

A 61P 19/06

A 61K 31/222

A 61K 9/06

A 61K 9/107

【手続補正書】

【提出日】令和7年3月12日(2025.3.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

40

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

治療有効量のジアセレイン、レイン、モノアセチルレインおよびそれらの塩またはエステルから成る群より選択される化合物、ならびに1つ以上の医薬として許容される賦形剤を含有する、表皮水疱症の処置における使用のための局所医薬組成物であって、前記組成物が、軟膏の形態であり、前記化合物の少なくとも約90体積%が、約10から約30μmの粒子径を有し、前記組成物が、組成物全体の重量に基づいて、約0.1重量%から約1.0重量%の前記化合物、約1.5重量%から約9.9重量%の白色ワセリン、約0重量%から

50

約 6.0 重量 % の鉱油、および約 0 % から約 1.0 重量 % のセチルアルコールを含む、前記局所医薬組成物。

【請求項 2】

前記化合物の少なくとも約 9.0 体積 % が、約 1.2 から約 2.5 μm の粒子径を有する、請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 3】

前記化合物が、前記組成物全体の約 0.1 重量 % から 5.0 重量 % の量で存在する、請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 4】

前記化合物が、前記組成物全体の約 0.5 重量 % から約 2.0 重量 % の量で存在する、請求項 1 に記載の組成物。 10

【請求項 5】

1 日 1 回または 1 日 2 回投与される、請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 6】

表皮水疱症の処置のための医薬の製造における、請求項 1 に記載の組成物の使用であって、当該処置において、処置を必要とする被験体に、有効量の当該組成物が投与される、前記使用。